

2026年2月4日（お知らせ）

令和8年1月21日からの大雪により被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置について

令和8年1月21日からの大雪により被災されたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。
このたびの大雪に伴う被害により、災害救助法が適用された地域において、被災されたお客さまからお申し出があった場合には、JAでんきとして下記の特別措置を適用します。

記

1. 対象地域

災害救助法が適用された地域：24市町村（2月3日時点）

（青森県：21市町村）

青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、むつ市、つがる市、平川市、東津軽郡今別町、東津軽郡蓬田村、東津軽郡外ヶ浜町、西津軽郡鰺ヶ沢町、北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町、上北郡野辺地町、西津軽郡深浦町、中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町、南津軽郡大鷗町、南津軽郡田舎館村、北津軽郡中泊町、上北郡六ヶ所村

（新潟県：3市）

小千谷市、魚沼市、長岡市

2. 特別措置の内容

（1）電気料金の支払期日の延長

被災されたお客さまの2025年12月分（支払期日が2026年1月21日以降のものに限りません）、2026年1月分、2月分および3月分電気料金の支払期日を各々1ヶ月間延長します。

（2）不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金は、被災日が属する月分の翌月分の電気料金から6ヶ月間に限り受けません。

（3）使用不能設備相当分の基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2026年7月末日までは受けません。なお、必要書類をご提出頂く必要がありますので、担当者より折り返しご連絡させていただきます。

3. その他

- （1）上記特別措置の適用に当たって、管轄する一般送配電事業者である東北電力ネットワーク株式会社に対する申請が必要な場合は、お客さまに「り災証明書」等をご提出いただくことがあります。
- （2）特別措置の適用をご希望されるお客さまは、JAでんきをお申込みいただいた代理事業者を通じてお申し出下さい。

以上